



宮田町 501 通信

発行所 川崎光一社会保険労務士事務所 宮崎市宮田町 4-6 専門店会会館 2 F
労働保険事務組合 宮崎総合保険協会 HP-address <http://www.sr-k.co.jp>
Tel 0985-29-5881 Fax 0985-29-5542 E-mail kawasaki@sr-k.co.jp

社会保険料一覧表をお送りしました

9月2日に算定基礎届と厚生年金保険料の改定（160.58/1000→164.12/1000）に伴う社会保険料一覧表を送付致しました。まだ届いていない事業所様や、保険料額に疑義のある場合については、当事務所までご連絡下さい。

パートタイマーの社会保険適用について

厚労省の諮問機関である社会保障審議会の「短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会」で、パートら非正規雇用労働者にも広げる議論を始めた（具体的には週20時間以上の人に社会保険加入との案が例示されたようです）との報道が先日ありました。今後どのような展開になるかは分かりませんが、私たちも注視していきたいと考えております。

雇用促進税制について

「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上（中小企業は2人以上）かつ、10%以上従業員数を増加させた場合、従業員数1人当たり20万円の税額控除が受けられる制度です。

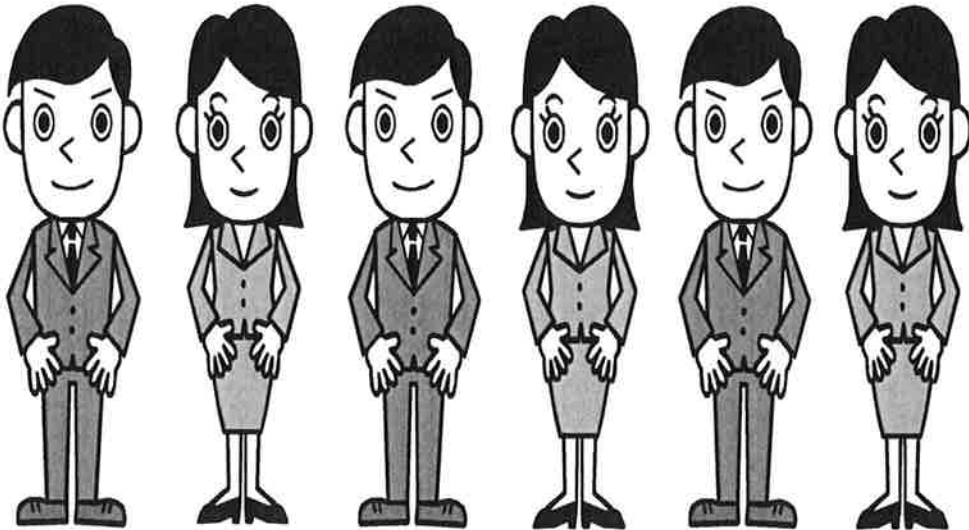
心あたりのある事業所様がおられましたら当事務所までご連絡下さい。

今後メール配信を考えております。メールアドレスをお持ちで、まだご登録がお済みでない方はぜひ、ご連絡をお願いします。メール配信可能な事業所様には、当通信を送信いたします。

事業主の皆さまへ

雇用を増やした企業に対する 税制優遇制度が創設されました

従業員数の増加1人あたり **20万円** の税額控除を受けられます



- ◆ 「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上（中小企業は2人以上）、かつ、10%以上従業員数を増加させた事業主に対する税制優遇制度が創設されました。
従業員数の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

※ 税額控除を受けるためには、従業員数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります（裏面をご覧ください）。

1 税制優遇制度の概要

- ◆ 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（以下「適用年度」といいます。）（※1）において、雇用者増加数5人以上（中小企業は2人以上）、雇用増加割合（※2）10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除（※3）が受けられます。

※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年

※2 雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※3 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◆ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◆ 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加させていること
- ◆ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額（※1）以上であること
- ◆ 風俗営業等（※2）を営む事業主ではないこと

※1 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + 前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%

※2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業

3 事務手続

1. 事業年度開始後2カ月以内（※1）に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワーク（※2）へ提出してください。
▶ハローワークが、従業員の新規採用を支援します。
2. 事業年度終了後2カ月以内（個人事業主については3月15日まで）に、ハローワーク（※2）で雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。確認を求めてから返送まで約2週間（4～5月は1カ月程度）を要しますので、確定申告期限に間に合うようご注意ください。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

※1 なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、10月31日までに提出してください。

※2 事業主の主たる事業所（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結親法人の主たる事業所）の所在地を管轄するハローワークを指します。

雇用促進計画の作成・確認などについては、本社・本店を管轄する労働局又はハローワークまで、税額控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。

平成23年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率：平成23年3月分～適用 厚生年金保険料率：平成23年9月分～平成24年8月分適用
 介護保険料率：平成23年3月分～適用 児童手当拠出金率：平成19年4月分～適用

(宮崎県)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)				
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員		
等級	月額	日額			9.50%		11.01%		16.412%※		16.944%※		
			円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	1,930	~	63,000	5,510.0	2,755.0	6,385.8	3,192.9					
2	68,000	2,270	63,000	~	73,000	6,460.0	3,230.0	7,486.8	3,743.4				
3	78,000	2,600	73,000	~	83,000	7,410.0	3,705.0	8,587.8	4,293.9				
4	88,000	2,930	83,000	~	93,000	8,360.0	4,180.0	9,688.8	4,844.4				
5(1)	98,000	3,270	93,000	~	101,000	9,310.0	4,655.0	10,789.8	5,394.9	16,083.76	8,041.88	16,605.12	8,302.56
6(2)	104,000	3,470	101,000	~	107,000	9,880.0	4,940.0	11,450.4	5,725.2	17,068.48	8,534.24	17,621.76	8,810.88
7(3)	110,000	3,670	107,000	~	114,000	10,450.0	5,225.0	12,111.0	6,055.5	18,053.20	9,026.60	18,638.40	9,319.20
8(4)	118,000	3,930	114,000	~	122,000	11,210.0	5,605.0	12,991.8	6,495.9	19,366.16	9,683.08	19,993.92	9,996.96
9(5)	126,000	4,200	122,000	~	130,000	11,970.0	5,985.0	13,872.6	6,936.3	20,679.12	10,339.56	21,349.44	10,674.72
10(6)	134,000	4,470	130,000	~	138,000	12,730.0	6,365.0	14,753.4	7,376.7	21,992.08	10,996.04	22,704.96	11,352.48
11(7)	142,000	4,730	138,000	~	146,000	13,490.0	6,745.0	15,634.2	7,817.1	23,305.04	11,652.52	24,060.48	12,030.24
12(8)	150,000	5,000	146,000	~	155,000	14,250.0	7,125.0	16,515.0	8,257.5	24,618.00	12,309.00	25,416.00	12,708.00
13(9)	160,000	5,330	155,000	~	165,000	15,200.0	7,600.0	17,616.0	8,808.0	26,259.20	13,129.60	27,110.40	13,555.20
14(10)	170,000	5,670	165,000	~	175,000	16,150.0	8,075.0	18,717.0	9,358.5	27,900.40	13,950.20	28,804.80	14,402.40
15(11)	180,000	6,000	175,000	~	185,000	17,100.0	8,550.0	19,818.0	9,909.0	29,541.60	14,770.80	30,499.20	15,249.60
16(12)	190,000	6,330	185,000	~	195,000	18,050.0	9,025.0	20,919.0	10,459.5	31,182.80	15,591.40	32,193.60	16,096.80
17(13)	200,000	6,670	195,000	~	210,000	19,000.0	9,500.0	22,020.0	11,010.0	32,824.00	16,412.00	33,888.00	16,944.00
18(14)	220,000	7,330	210,000	~	230,000	20,900.0	10,450.0	24,222.0	12,111.0	36,106.40	18,053.20	37,276.80	18,638.40
19(15)	240,000	8,000	230,000	~	250,000	22,800.0	11,400.0	26,424.0	13,212.0	39,388.80	19,694.40	40,665.60	20,332.80
20(16)	260,000	8,670	250,000	~	270,000	24,700.0	12,350.0	28,626.0	14,313.0	42,671.20	21,335.60	44,054.40	22,027.20
21(17)	280,000	9,330	270,000	~	290,000	26,600.0	13,300.0	30,828.0	15,414.0	45,953.60	22,976.80	47,443.20	23,721.60
22(18)	300,000	10,000	290,000	~	310,000	28,500.0	14,250.0	33,030.0	16,515.0	49,236.00	24,618.00	50,832.00	25,416.00
23(19)	320,000	10,670	310,000	~	330,000	30,400.0	15,200.0	35,232.0	17,616.0	52,518.40	26,259.20	54,220.80	27,110.40
24(20)	340,000	11,330	330,000	~	350,000	32,300.0	16,150.0	37,434.0	18,717.0	55,800.80	27,900.40	57,609.60	28,804.80
25(21)	360,000	12,000	350,000	~	370,000	34,200.0	17,100.0	39,636.0	19,818.0	59,083.20	29,541.60	60,998.40	30,499.20
26(22)	380,000	12,670	370,000	~	395,000	36,100.0	18,050.0	41,838.0	20,919.0	62,365.60	31,182.80	64,387.20	32,193.60
27(23)	410,000	13,670	395,000	~	425,000	38,950.0	19,475.0	45,141.0	22,570.5	67,289.20	33,644.60	69,470.40	34,735.20
28(24)	440,000	14,670	425,000	~	455,000	41,800.0	20,900.0	48,444.0	24,222.0	72,212.80	36,106.40	74,553.60	37,276.80
29(25)	470,000	15,670	455,000	~	485,000	44,650.0	22,325.0	51,747.0	25,873.5	77,136.40	38,568.20	79,636.80	39,818.40
30(26)	500,000	16,670	485,000	~	515,000	47,500.0	23,750.0	55,050.0	27,525.0	82,060.00	41,030.00	84,720.00	42,360.00
31(27)	530,000	17,670	515,000	~	545,000	50,350.0	25,175.0	58,353.0	29,176.5	86,983.60	43,491.80	89,803.20	44,901.60
32(28)	560,000	18,670	545,000	~	575,000	53,200.0	26,600.0	61,656.0	30,828.0	91,907.20	45,953.60	94,886.40	47,443.20
33(29)	590,000	19,670	575,000	~	605,000	56,050.0	28,025.0	64,959.0	32,479.5	96,830.80	48,415.40	99,969.60	49,984.80
34(30)	620,000	20,670	605,000	~	635,000	58,900.0	29,450.0	68,262.0	34,131.0	101,754.40	50,877.20	105,052.80	52,526.40
35	650,000	21,670	635,000	~	665,000	61,750.0	30,875.0	71,565.0	35,782.5				
36	680,000	22,670	665,000	~	695,000	64,600.0	32,300.0	74,868.0	37,434.0				
37	710,000	23,670	695,000	~	730,000	67,450.0	33,725.0	78,171.0	39,085.5				
38	750,000	25,000	730,000	~	770,000	71,250.0	35,625.0	82,575.0	41,287.5				
39	790,000	26,330	770,000	~	810,000	75,050.0	37,525.0	86,979.0	43,489.5				
40	830,000	27,670	810,000	~	855,000	78,850.0	39,425.0	91,383.0	45,691.5				
41	880,000	29,330	855,000	~	905,000	83,600.0	41,800.0	96,888.0	48,444.0				
42	930,000	31,000	905,000	~	955,000	88,350.0	44,175.0	102,393.0	51,196.5				
43	980,000	32,670	955,000	~	1,005,000	93,100.0	46,550.0	107,898.0	53,949.0				
44	1,030,000	34,330	1,005,000	~	1,055,000	97,850.0	48,925.0	113,403.0	56,701.5				
45	1,090,000	36,330	1,055,000	~	1,115,000	103,550.0	51,775.0	120,009.0	60,004.5				
46	1,150,000	38,330	1,115,000	~	1,175,000	109,250.0	54,625.0	126,615.0	63,307.5				
47	1,210,000	40,330	1,175,000	~		114,950.0	57,475.0	133,221.0	66,610.5				

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

厚生年金基金に加入する
 ・一般の被保険者の方…11.412%~14.012%
 ・坑内員の被保険者の方…11.944%~14.544%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.50%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成23年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は年間150万円となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(0.13%)を乗じて得た額の総額となります。